

「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」9周年総会決議 「デジタル監視法案」は廃案に！

政府は、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であることなどを理由として、デジタル改革関連6法案を本年2月9日閣議決定し、国会に提出した。政府は「国際的にみて遅れている日本のデジタル化の促進」「利便性の向上」を謳うが、この法案を貫く基本的な方向は、私たち市民の個人情報とコミュニケーションのすべてを政府が把握し、管理・監視・制御することであり、「デジタル監視法案」と呼ぶべきものである。

監視されていると感じる状況下では、自由な表現が萎縮してしまう。プライバシー権は表現の自由と民主主義の不可欠な前提条件であり、最大限尊重されねばならない。公権力により収集される個人情報は必要最小限度とし、個人データ保護の権利尊重を明確にした上で、アクセス権、訂正の権利、消去の権利等、データ主体の権利を定めていくべきである。

しかし、本法案においては、行政の効率化とデータ利活用を重視し、データ主体の権利保護に欠けている。情報システムの共通化と相まって、各行政機関が集めた情報がデジタル庁に集約されて一元的に管理され、マイナンバーとひも付けされ、一覽性の高い形で利用されることとなる。さらに「相当な公益性」「所掌事務の遂行」等の理由で、本人の同意なしに個人情報が利用・提供されていく危険がある。

日本では、個人情報保護を担っている個人情報保護委員会は、組織も権限も極めて貧弱である。本法案では、統合された個人情報保護委員会に全体の監督を委ねているが、個人情報保護委員会が、独立性をもって十分な監督権限を行使できるとは到底考えられない。公権力によるプライバシー侵害が一層拡大されていくおそれが極めて大きい。

他方、本法案の核心であるデジタル庁設置は、行政組織編制原理を大きく変容させる危険をはらんでいる。法案ではデジタル庁を内閣直属の組織とし、その長は内閣総理大臣としている。デジタル庁は他の行政機関に勧告ができ、他の機関は勧告を十分尊重しなければならないとされている。デジタル庁は、全行政機関に君臨する特別の地位が与えられることになる。デジタル庁に強大な権限が集中することによる「総理大臣独裁／首相官邸独裁」を可能としてしまうのだ。さらに、公安警察出身官僚が、「総理の目と耳」となって官邸の情報の出入りを一手に担っている現状を考えれば、本法案は警察による市民監視を拡大・強化するものとなる。

すべての個人データがデジタル庁の下に集積されれば、「内閣総理大臣が必要としている」といえば、ワンクリックで警察が私たち市民の個人情報を丸ごと入手できてしまう。市民は、丸裸にされ、常時警察の監視下におかれることになる…まさに「デジタル独裁国家」の出現である。

データ流通の多様化・大容量化の進展は事実であり、必要な法整備はなされるべきであろう。それはプライバシー権の徹底、個人情報保護の強化、自己情報コントロール権の確立を目指すべきものであり、今国会に提出されている「デジタル監視法案」とは、真逆のものである。

本法案は、デジタル庁に強大な権限が集中することによる独裁化の危険、警察との情報共有に基づく市民監視の危険、本人の同意なき個人情報の利活用など、私たち市民の基本的な人権を侵害し、監視国家への道を開くものであり、成立は到底認められない。

私たちは「デジタル監視法案」というべき本法案の廃案を強く求める。

2021年4月3日

「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」9周年総会 参加者一同